

多久市業務委託に係る最低制限価格の事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、多久市が発注する業務委託（工事に係る業務委託を除く。）の契約締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象とする業務)

第2条 最低制限価格は、競争入札により契約を締結しようとする予定価格が500万円を超える業務委託のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて適用する。

- (1) バス運行業務
- (2) コンピュータ等のサービス（設計、開発又は運用等）業務
- (3) 医療関係検査・調査（検体検査・職員検診等）業務
- (4) 道路・公園等の維持管理（剪定、除草又は伐採等）業務
- (5) 施設管理（清掃、保守又はビルメンテナンス）業務
- (6) 警備業務
- (7) 給食調理業務
- (8) 受付・案内業務
- (9) 下水道施設運転管理業務（維持管理を含む。）
- (10) 工事を伴わない調査業務
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格に3分の2を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額とする。

(最低制限価格設定の周知)

第4条 最低制限価格を設けたときは、当該競争入札の公告又は通知に最低制限価格の設定を明記し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

2 競争入札の公告又は通知に最低制限価格の設定を明記していないときは、当該競争入札を最低制限価格適用の対象としてはならない。

(予定価格調書への記載)

第5条 最低制限価格を設けたときは、当該予定価格調書に第3条の基準により算出した最低制限価格及び入札書比較最低制限価格を記載する。

- (1) 入札書比較最低制限価格については、最低制限価格に110分の100を乗じ、円未満を切り上げて円単位まで記載するものとする。
- (2) 予定価格及び最低制限価格(案)調書作成については、別記様式によるものとする。

(予定価格調書の封印)

第6条 前条により作成した予定価格調書は封書に入れて封印し、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を伝達する。

2 入札書比較最低制限価格を下回る価格で入札をした者がある場合は、直ちにその者を失格とし、入札書比較価格から入札書比較最低制限価格までの範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。

3 入札者全部の入札が入札書比較最低制限価格を下回っているときは、入札を取り止め、速やかに主管課の指示を受ける。

4 入札失格者に対しては、その根拠規定が地方自治法施行令第167条の10第2項にあることを説明する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。